

## 第 3 章 将来目標および基本方針の検討

### 1. 基本理念及び緑の将来像

#### 1-1. 基本理念

深谷市は、平成18年に1市3町の合併により、利根川、荒川、唐沢川、小山川などの大きさまざまな水辺とともに、大木のある屋敷林や社寺林、農地、そして自然の樹林地など、旧市町の豊かな緑が一つになって特徴的なふるさとの風景を形成しています。

これらの水辺と緑は、自然生態系の維持、景観の向上、都市環境の改善および災害防止等の役割を担い、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす重要な要素であり、かつ欠かすことができない存在であることを認識する必要があると考えます。

深谷市総合振興計画の中では、「夢」を源として生まれるまち、喜びを分かち合い、共に支え合い、幸福を実感する市民の笑顔があふれるまちとして『夢を育み 明日に飛翔する 笑顔都市 ふかや』を将来都市像として掲げ、また、深谷らしいまちづくりの5つの基本戦略の中には、「田園空間を大切にすまちづくり」や「市民活動の広がりを生み出すまちづくり」が含まれているように、深谷の特色ある風景を形成する緑を、市民の意志をもって活性化することの重要性が位置づけられています。

緑の基本計画の基本理念は、豊かな水と緑、歴史と文化に恵まれた深谷の緑を、人と自然、そして地域の調和と活力を生み出す存在として捉え、健全な知と技、やさしさと笑顔をもって、次代に誇れる緑を継承することを目指します。

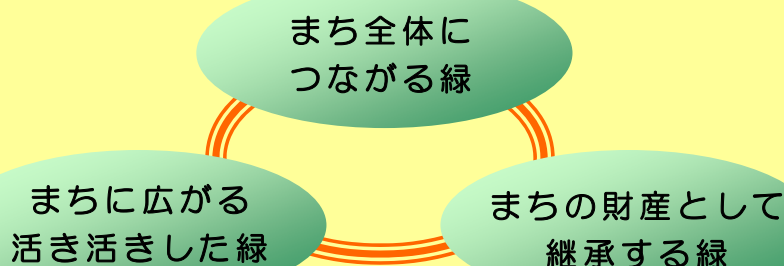
#### 1-2. 緑の将来像

本市は、基本理念の考え方のもとに、深谷市の将来像を、「人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ 緑あふれるまち ふかや」とし、下に示す3つの柱となる緑の連携が生み出すものとして捉え、以下のとおりに設定します。

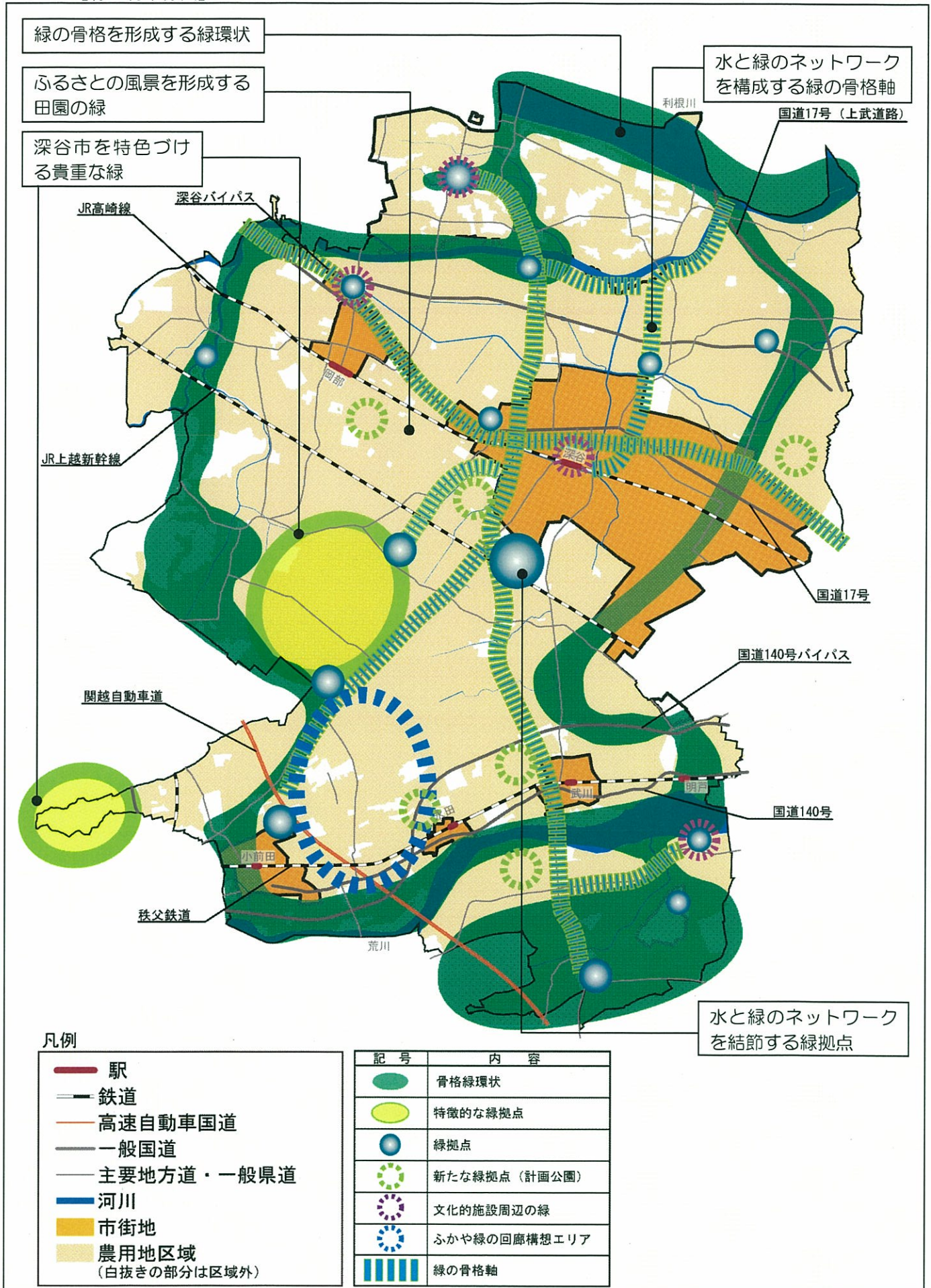
##### 【緑の将来像】

人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ  
緑あふれるまち ふかや

##### 【緑の将来像の3つの柱】



【緑の将来像図】



凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道・一般県道
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

記号	内容
	骨格緑環状
	特徴的な緑拠点
	緑拠点
	新たな緑拠点(計画公園)
	文化的施設周辺の緑
	ふかや緑の回廊構想エリア
	緑の骨格軸

## 2. 緑の基本方針

### 2-1. 緑の基本方針の設定

緑の将来像を実現していくため、また、整理された課題に対応した計画を推進するため基本方針を設定します。緑の将来像の3つの柱に対応する「施策の柱」をまず設定し、さらにそれぞれの「施策の柱」に適合した基本方針を設定します。基本方針の項目は、緑に関する現状から導きだされた課題に対応するものとして捉えます。

#### 【基本方針】

まち全体に  
つながる緑

<施策の柱>

### ① 緑の環、緑の軸の形成

<基本方針>

- ・水と緑あふれる緑の環と軸の形成
- ・緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成

まちに広がる  
生き活きた緑

<施策の柱>

### ② まちの緑の活性化

<基本方針>

- ・身近な緑があふれるまちなみの形成
- ・新しい取り組みでの緑の創出と環境保全
- ・安全性の高い緑地環境の創出
- ・市民が支える緑化の仕組みづくり

まちの財産として  
継承する緑

<施策の柱>

### ③ 貴重な緑の保全・活用

<基本方針>

- ・ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用
- ・歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用
- ・自然環境の適切な維持管理・保全
- ・環境学習に活用できる緑の保全・活用

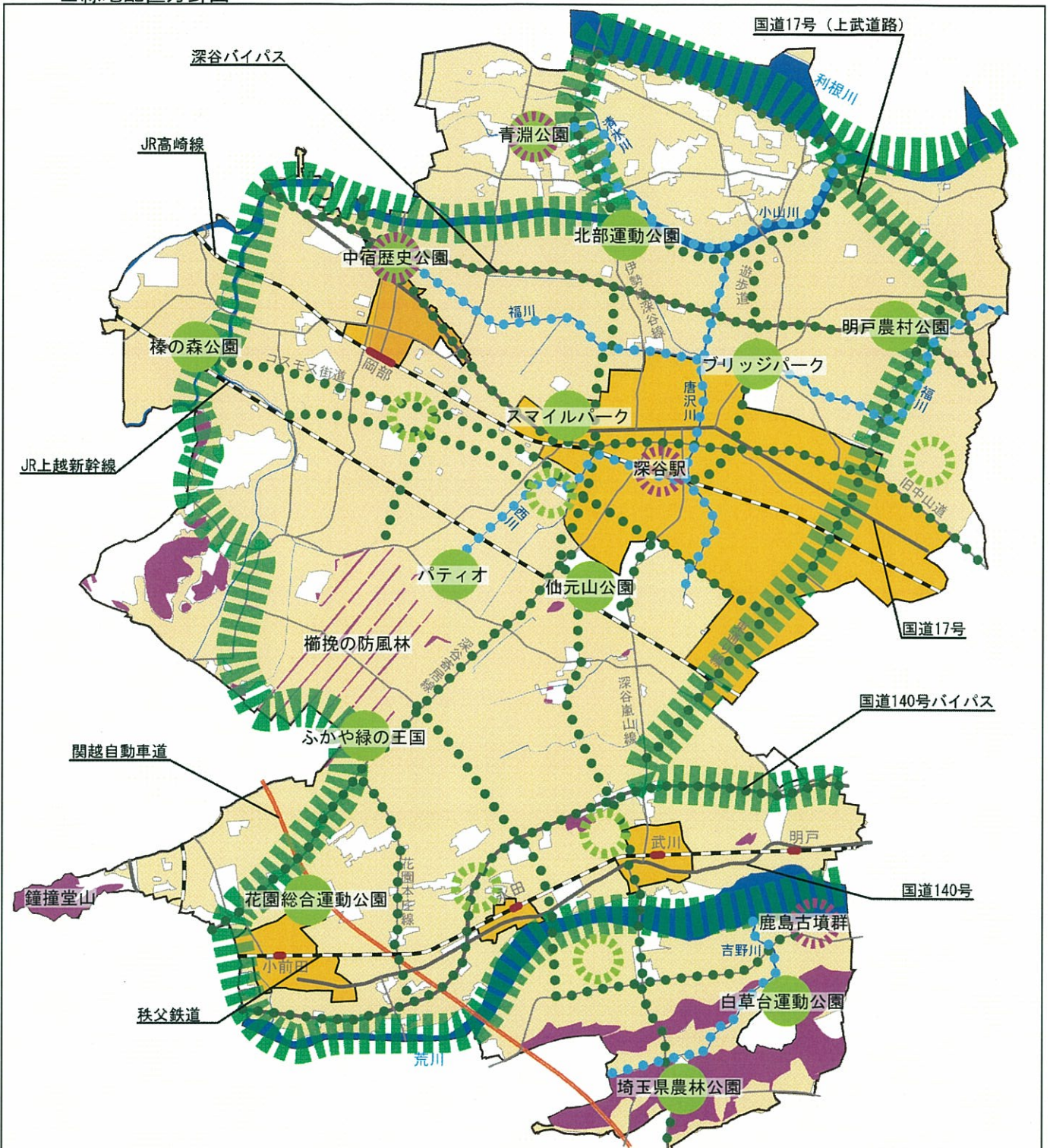
## 2-2. 緑の配置方針

緑の基本方針を踏まえ、市内における緑の配置方針について整理します。緑の配置方針は、緑の将来像図を基本とした配置方針図として示し、深谷市の緑の保全、創出、活用、育成を図ります。下の表では前項の基本方針に沿って「何を」進め、「どこに」配置していくのかを示しています。

【緑の基本方針と配置の考え方】

施策の柱	基本方針（何を）	配置の考え方（どこに）
① 緑の環、緑の軸 の形成	①-1 水と緑あふれる緑の環と軸の形成	○市全域を包む骨格となる緑環状の創出 → 骨格緑環状（荒川、利根川、主要な道路） ○緑環状を結ぶネットワークの創出 → 河川に關係の深い軸：水緑軸（中小の水路、河川） → 道路に關係の深い軸：道路緑軸（緑環状を結ぶ道路）
	①-2 緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成	○市全域におけるまとまりのある緑地の創出 → 緑拠点（都市公園など）
② まちの緑の活性化	②-1 身近な緑があふれるまちなみの形成	○市街地における小規模な緑地の創出 → 街区公園など → 屋上、壁面、駐車場、生垣緑化など
	②-2 新しい取り組みでの緑の創出と環境保全	○手づくりの緑地の創出 → ふかや緑の王国、沿道の民有林 ○緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進 → 市内の小・中学校 ○緑の再利用による循環型の環境形成
	②-3 安全性の高い緑地環境の創出	○防災・防犯機能の高い緑地の創出 → 都市公園、街路など
	②-4 市民が支える緑化の仕組みづくり	○市街地内の緑化促進 ○市民緑化活動の促進
③ 貴重な緑の保全・活用	③-1 ふるさと風景を形成する緑の保全・活用	○ふるさと風景を形成する緑地の保全・創出 → 櫛挽の防風林、鐘撞堂山周辺の緑、川本南部の樹林など ○農用地区域の保全と活用
	③-2 歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用	○文化的施設周辺における緑の保全・活用 → 青淵公園、中宿歴史公園、深谷駅、鹿島古墳群周辺の緑
	③-3 自然環境の適切な維持管理・保全	○樹林地の保全 → 森林整備計画対象民有林 → 屋敷林、社寺林 ○河川区域の緑の保全
	③-4 環境学習に活用できる緑の保全・活用	○環境学習の場としての緑地の活用 → 鐘撞堂山、仙元山公園、青淵公園、櫛挽の防風林、ふかや緑の王国、荒川の水辺、榛の森公園

■緑地配置方針図



凡例

	駅
	鉄道
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道・一般県道
	河川
	市街地
	農用地区域 (白抜きの部分は区域外)

配置方針

	緑拠点		道路緑軸
	新たな緑拠点 (計画公園)		水緑軸
	文化的施設周辺 の緑		ふるさとの風景を 形成する樹林地
	骨格緑環状		

### 3. 目標数値の設定

#### 3-1. 計画のフレーム

##### 1) 計画の目標年次

計画の目標年次は平成 41 年とします。

##### 2) 計画の対象区域

深谷市緑の基本計画の対象区域は深谷市全域で、平成 19 年 12 月に策定された深谷市国土利用計画での本市の面積 13,758ha を採用します。

一般に緑の基本計画では都市計画区域を対象とするとされていますが、本市では都市計画区域外にも都市公園が配置されていることや多くの緑地が存在すること、小規模の住宅用地のが見られること等を考慮し市全域を計画の対象とします。

##### 3) 将来人口

平成 17 年の国勢調査の国勢調査による人口を基準として、直近の 5 年間の動向より本市で推計した将来人口は以下のようになります。

単位：人

2000 年 平成 12 年	2005 年 平成 17 年	2010 年 平成 22 年	2015 年 平成 27 年	2020 年 平成 32 年	2025 年 平成 37 年	2030 年 平成 42 年	2035 年 平成 47 年
146,562	146,461	145,009	142,162	138,059	132,888	126,816	119,801

目標年次である平成 41 年の直近である 2030 年（平成 42 年）の数値を利用します。

この数値を平成 17 年国勢調査の旧市町の人口割合、区域区分の人口割合で按分すると将来のそれぞれの人口の配分は以下の表のようになります。

単位：人

区分		深谷	岡部	川本	花園	合計
線引き	市街化区域	59,335	4,564	1,983	-	65,882
	市街化調整区域	22,575	11,286	8,400	-	42,261
非線引き	用途指定区域	-	-	-	3,213	3,213
	用途指定区域外	-	-	-	7,727	7,727
都市計画区域外		7,733	-	-	-	7,733
深谷市全域		89,643	15,850	10,383	10,940	126,816

## 3-2. 計画の目標水準の設定

### 1) 緑地の確保目標値

計画目標年次における、本市の緑地の目標水準は、市街地内で93.95ha(市街地面積1,878.9haに対する割合にして5.0%、増加量24.76ha)、市域全体の総面積で1,650.96ha(市域面積13,758haに対する割合にして12.0%、増加量111.75ha)とします。

	市街地		市域全体	
	現状(H21)	目標(H41)	現状(H21)	目標(H41)
緑地の目標[ha]	69.19ha	93.95ha	1,539.21ha	1,650.96ha
割合[%]	3.68%	5.00%	11.19%	12.00%
算出式	$69.19/1,878.9 = 0.03682$	$93.95/1,878.9 = 0.05000$	$1539.21/13,758 = 0.11187$	$1650.96/13,758 = 0.12000$

※割合は小数第3位を四捨五入している。

### 2) 都市公園・その他の公園の整備目標値

目標年次の20年後に整備目標とする都市公園は、街区公園を市街地内で10ヶ所、近隣公園クラスを市街地外で4箇所整備することを想定し、公園の整備目標値は以下のようになります。

なお街区公園の面積を0.25ha、近隣公園の面積を2haとしました。

- ・市街地の都市公園面積の目標値は、現状に街区公園の2.5haを加えた値です。
- ・市域全体の都市公園面積の目標値は、現状に街区公園の2.5haと近隣公園クラスの8haの合計10.5haを加えた値です。

	市街地		市域全体	
	現状(H21)	目標(H41)	現状(H21)	目標(H41)
人口	79,798人 <sup>※1</sup>	69,095人	146,461人 <sup>※1</sup>	126,816人
都市公園面積[ha]	30.67ha	33.17ha	93.94ha	104.44ha
その他の公園面積[ha]	8.15ha	8.15ha	53.14ha	53.14ha
都市公園・その他の公園合計[ha]	38.82ha	41.32ha	147.08ha	157.58ha
市民一人当たり <sup>※2</sup> [m <sup>2</sup> /人]	4.86m <sup>2</sup> /人	5.98m <sup>2</sup> /人	10.04m <sup>2</sup> /人	12.43m <sup>2</sup> /人
算出式	$38.82 \times 10,000/79,798 = 4.864$	$41.32 \times 10,000/69,095 = 5.980$	$147.08 \times 10,000/146,461 = 10.042$	$157.58 \times 10,000/126,816 = 12.426$

※1 現況の人口は平成17年国勢調査の数値を用いている。

※2 市民一人当たりの面積は小数第3位を四捨五入している。

#### 【参考】

##### ■都市公園面積の望ましい水準

○都市公園法施行令第一条

市街地内：5.0m<sup>2</sup>/一人当たり

一つの市町村区域内：10.0m<sup>2</sup>/一人当たり